

随意契約結果(物品等)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ブックスタート事業用 絵本1 ほか3点 買入	51図書	(N)ブックスタート	2,222,990	令和4年1月17日	地方自治法施行令第167の2 第1項第2号	G8	—

随意契約理由書

1 案件名称

ブックスタート用 絵本 買入

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 ブックスタート

3 随意契約理由

本市ブックスタート事業について、市内居住の3か月児健康診査該当者を対象として絵本を交付するとともに、本を通じた親子のかかわり方の指導や家庭での子育て力を養うプログラムを実施している。また、地域子育て支援拠点事業実施施設をプログラムの実施場所とすることで、子育て支援施設への来所を促し、継続的な子育て支援のきっかけとすることを目的としている。

事業を効果的かつ円滑に実施するために、ブックスタート事業に関する最新の情報を入手し、事業サポートが可能なノウハウを蓄積しているとともに、ブックスタートに適切な絵本の必要な冊数の確保することが必要である。

特定非営利活動法人ブックスタートについては、事業の趣旨を十分に理解しており、送料等を含めた特別価格でかつ安定して絵本を供給できる実績を有する事業者であるため、事業に必要な書籍を合理的に確保することが可能である。

以上より、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に該当することから、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ
(電話番号 06-6208-8112)